

京都市告示第 5 1 2号

京都市市税条例第 2 7 条の 6 第 4 項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	寄附金税額控除の 対象となる期間
NPO法人TOMORROWに対する寄附金	京都市左京区新聞之町 通二条下る頭町 3 4 3 番地 3	当該法人の主たる目的である業務	令和 5 年 1 1 月 4 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 日まで

(行財政局税務部税制課)